**グラップルソー装着トラック使用特殊伐採事業特記仕様書**

本特記仕様書は、グラップルソー装着トラック（以下：「フェリンググラップル作業システム」という。）を使用する特殊伐採事業に適用します。

なお、伐倒した枝条や幹をバイオマス原料として使用する場合は、別途指示します。

**第１　業務概要**

|  |  |
| --- | --- |
| （１）事 業 名 | 令和〇年度　　ライフライン保全事業業務委託（特殊伐採） |
| （２）事業箇所 | ○○市町村　大字○○　字　○○  ○○号線 |
| （３）事業内容及び数量 | 延長：○○ｍ  面積：○○ｍ2  1日の作業目安：道路延長約55m、伐採材積約7m3  積載重量約7～8トン |
| （４）伐採・伐倒材運搬先 | ○○処分場・バイオマス施設  ○○市町村　大字○○　字　○○ |
| （５）施業期間 | 自：令和〇年〇月〇日  至：令和〇年〇月〇日 |

**第２　一般的事項**

1. 事業の実施期限を遵守してください。
2. 明示のない事項及び不明瞭な点については、すべて監督員と協議し指示を受けて行ってください。
3. 事業の実施にあたっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払ってください。
4. 現地への往復にあたっては交通ルールを厳守し、交通事故の無いよう注意してください。
5. 事業地内の火災防止に万全を期してください。
6. 作業個々の具体的事項については、次の作業別仕様によって実施してください。
7. 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置してください。
8. 現場代理人（専門技術者）は現場に常駐し、運営、取締りを行うとともに、発注者との連絡に支障をきたさないようにしてください。
9. 受注者が下請契約を締結した場合、契約金額、内容にかかわらず下請人通知を提出してください。なお、この通知の提出により一括下請を認めるものではありません。

**第３　フェリンググラップル作業システム**

1. 適用するフェリンググラップル機械システムは、「10トントラック＋林業用クレーン+グラップルソー（GMT）」としてください。「4トントラック架装」等、他の規格の機械システムを用いる場合は協議してください。
2. ツリークライミング伐採作業、昇降作業台付車両（EWP）、ラフテレーンクレーンを併用する場合は協議をしてください。
3. フェリンググラップル作業システムの基本的な人員は、トラック運転併用オペレーターとチェーンソーを扱う作業員2名の計3名です。現場状況によって随時、作業員を増減してください。
4. トラック運転と林業用クレーンを操作するオペレーターは、大型車運転免許と移動式クレーン運転士免許を有する者としてください。

**第４　フェリンググラップル作業システムによる作業**

1. 事前に伐倒木を確認し、道路沿い等の電線や構造物等を確認してください。
2. 作業にあたっては道路の通行規制を行う必要があるため、受注者が道路管理者に対し許可申請を行ってください。
3. 二車線道路にあって片側規制による作業の場合は、道路管理者の指示に従い、誘導員を配置する必要がある場合は協議をしてください。
4. 電線（送電線）等がある場合は、電線管理者に協議を行ってください。
5. 道路縦断勾配12％以内を基準としていますが、やむを得ず12％を超える道路縦断勾配で作業を行う場合は協議してください。
6. 道路幅員3.5m以上を基準としていますが、やむを得ず3.5m未満の道路幅員箇所で作業を行う場合は協議してください。
7. アウトリガーを安全に設置してください。
8. 林業用クレーンアーム旋回範囲及び危険範囲20mに作業員以外を立ち入らないようにしてください。
9. フェリンググラップルのGMT035は直径40cmまで、GMT050は直径50cmまで伐倒可能ですが、伐倒する樹木の位置や高さを十分見極め、林業用クレーンの損傷及びトラックの安定性に影響を及ぼす伐倒は避けてください。
10. 根元付近の伐倒は地際から行ってください。
11. 伐倒した枝や幹は直接トラックに積込む、または路上において枝払い等を行いトラックに積込んでください。
12. 道路上の作業となるため、道路路面、道路構造物の破損、土砂流出等については、受注者の責任において現状復旧、除雪、清掃等を行ってください。
13. 積込んだ枝条や幹は、過積載にならないよう注意してください。またトラックの飛散防止装置により荷台から枝条等が外へ飛散しないよう注意してください。
14. 伐倒した枝条や幹材の運搬は、指定した箇所に運搬してください。なお、搬出木材量の増減については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。
15. 運搬にあたっては道路施設等に損傷を与えないよう注意し、必要に応じて措置を講ずることとしてください。

**第５　安全の確保**

1. 事業の実施にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法並びにこれらに基づく法令、規則、通達及びチェーンソーによる振動障害防止措置に関する通達、安全確保基準を遵守するとともに、作業従事者等が労働災害補償保険等に加入していることを確認してください。
2. 通行人、通行車両等に対する安全管理、注意喚起について万全を期してください。
3. 夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症対策を講じてください。
4. 冬季における真冬日などの過酷な環境下（吹雪、凍結、低温）での作業による低体温症や凍傷の発生が懸念される場合は、対策を講じてください。

**第６　提出書類**

次の書類を提出してください。

1. 契約締結後速やかに施工計画書・工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届
2. 施工計画書、現場管理、しゅん工書類等の提出書類については、県治山事業と同様
3. 事業完了後速やかに完了届・作業記録
4. フェリンググラップル作業システムによる作業量（延長・幅・重量等）
5. 伐採・伐倒量がわかる集計表等
6. 実施状況写真（長野県林務部作成森林整備業務写真管理基準に準ずる） 施業前後の全景、設計書記載の施業内容（伐倒、積込、運搬等）
7. その他、発注者が必要と認める資料等

**第７　その他注意事項**

1. 受注者は、契約において定める受託料を、この事業以外に使用できません。また、受託事業に係る経費について、帳簿、証拠書類を備え、収支を明らかにしておくとともに、発注者の求めに応じ提示してください。
2. 受注者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を発注者に報告してください。
3. 受注者は、事業実施にあたり、既設構造物等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じてください。既設構造物等に損傷を与えるか、やむを得ず一時除去する必要等が生じた場合は、発注者に報告のうえ、既設構造物等の管理者の承諾を受けて適切な措置を講じてください。
4. 週休二日制での作業工程に取組んでください。
5. この特記仕様書及び契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議を行うこととします。